

許可番号 00821065747

産業廃棄物処分業許可証

住 所 茨城県水戸市城南一丁目4番7号
氏 名 株式会社 KAIXIA
代表取締役 石井 昭博
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 平成30年 3 月13日
許可の有効年月日 令和 7 年 1 月25日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

破碎：汚泥(*3)(*5)(*7)、廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上9種類

切断：廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上7種類

脱水：汚泥(*3)(*5)(*7) 以上1種類

溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）(*3)(*5) 以上1種類

造粒固化：汚泥(*3)(*5)(*7) 以上1種類

圧縮梱包：廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、繊維くず 以上3種類

(※) 記載品目については、

- (*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、
- (*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成18年 1 月26日	新規許可	平成29年 1 月25日	変更許可（品目の追加）
平成23年 1 月26日	更新許可	平成30年 3 月13日	更新許可（優良認定）
平成24年 9 月18日	変更届（住所の変更）	令和 元年12月 2 日	変更届（名称の変更）
平成25年10月28日	優良確認	令和 4 年 9 月26日	変更届（住所の変更）
平成28年11月 8 日	変更届（施設の変更）	令和 5 年 7 月27日	変更届（代表者、役員の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県笠間市安居字清水頭 2559 番 1 外 4 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設	154.05 m ³ /日 (24 時間)	汚泥(*3)(*5)(*7) 以上 1 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0242
破砕施設	廃プラスチック類 11.03 t/日 (15 時間) 木くず 17.33 t/日 (15 時間) がれき類 46.62 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上 6 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0243
破砕施設	廃プラスチック類 65.63 t/日 (15 時間) 木くず 103.13 t/日 (15 時間) がれき類 277.50 t/日 (15 時間)	汚泥(*3)(*5)(*7)、廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上 8 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0244
破砕施設	廃プラスチック類 256.99 t/日 (15 時間) 木くず 403.84 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5) 以上 7 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0245
破砕施設	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 795 t/日 (15 時間) がれき類 1170 t/日 (15 時間)	金属くず (付着物に限る。)(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上 3 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0246
溶融減容施設	0.75 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)(*3)(*5) 以上 1 種類	平成 28 年 10 月 24 日 — —
造粒固化施設	198 t/日 (15 時間)	汚泥(*3)(*5)(*7) 以上 1 種類	平成 28 年 10 月 24 日 — —
圧縮梱包施設	廃プラスチック類 143.10 t/日 (15 時間) 紙くず 200.25 t/日 (15 時間) 繊維くず 98.40 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、繊維くず 以上 3 種類	平成 28 年 10 月 24 日 — —

茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字安塚 2 2 4 0 番 4 の一部 外 2 筆

処理施設

施設の種類の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	16.0 t / 日 (8 時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） (*3) (*5) 以上 1 種類	平成 18 年 1 月 23 日 — —
破砕施設	4.7 t / 日 (8 時間)	がれき類(*3) 以上 1 種類	平成 18 年 1 月 23 日 — —
破砕施設	3.74 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5) 以上 7 種類	平成 18 年 1 月 23 日 — —
切断施設	174 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類(*3) 以上 7 種類	平成 18 年 11 月 13 日 — —

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く